

## 公募要領

### 1. 事業名

令和3年度 コロナ禍を踏まえた新たな日本型教育の戦略的海外展開に関する調査研究事業（EDU-Port ニッポン2.0）

### 2. 事業の趣旨・目的

近年、諸外国から、知・徳・体のバランスのとれた力を育むことを目指す初等中等教育や、実践的かつ高度な技術者教育を行う高等専門学校制度など、日本型教育に強い関心が寄せられている。

教育再生実行会議第六次提言「『学び続ける』社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」（平成27年3月4日）において、我が国の教育システムやノウハウを海外に向けて戦略的に発信する取組を進めることが掲げられているほか、「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月閣議決定）においても、「海外展開モデルケースの形成や、国内の教育環境・基盤の整備、諸外国との教育に係る人材交流の強化をすることで、日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化を推進する」ことが掲げられている。

また、平成27年9月に国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）においては、教育が目標の一つに位置づけられているが、平成28年5月のG7倉敷教育大臣会合において採択された「倉敷宣言」においても、教えや学びの改善を通じてSDGsに貢献することが盛り込まれている。

さらに、我が国が策定した「インフラシステム海外展開戦略2025（令和2年12月経協インフラ戦略会議決定）」においては、具体的施策として「日本型教育の海外展開」が掲げられている。

こうした状況の中、本事業は、日本型教育の海外展開について、関係府省や国際協力機構（JICA）、日本貿易振興機構（JETRO）、地方公共団体、教育機関、民間企業、NPOなどが協力してオールジャパンで取り組むため平成28年度より運営している「日本型教育の海外展開官民協働プラットフォーム」を引き続き運営する（①）。このプラットフォームの下、日本型教育の海外展開を促進するため、②国内向けセミナー・シンポジウム等の開催等、③海外展開事業者への応援事業、及び④スクールビジットのシステム構築などを実施する。また、⑤コロナ禍を踏まえ、我が国の公衆衛生教育等の海外展開に関する調査研究を実施する。

これらの取組を通じて、日本の教育の国際化（新たな教育プログラムの開発、国際教育連携の加速等）、親日層の拡大・SDGsへの貢献（各国との関係強化、相互理解促進）、日本の経済成長への還元等を図る。

本事業の実施にあたり、文部科学省では、「コロナ禍を踏まえた新たな日本型教育の戦略的海外展開に関する調査研究事業（EDU-Port ニッポン2.0）委託要項」に基づき、「令和3年度 コロナ禍を踏まえた新たな日本型教育の戦略的海外展開に関する

調査研究事業（EDU-Port ニッポン 2.0）」の企画提案を以下の要領で公募する。なお、本企画公募は、令和3年度の予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては、事業の規模、内容、実施方法、スケジュール及び契約締結の時期等を変更する場合がある。

### 3. 事業の内容

本事業の委託を受けた団体（以下「受託団体」という。）は、文部科学省大臣官房国際課において設置が規定された「日本型教育の海外展開官民協働プラットフォームステアリングコミッティ」（以下「ステアリングコミッティ」という。）での議論等を踏まえて、具体的な事業運営のため、以下の取組を実施するものとする。

#### (1) 「日本型教育の海外展開官民協働プラットフォーム」の運営

##### ①プラットフォームの基盤的運営

受託団体は、日本の教育実施主体（教育機関・企業等）、国際協力の実施主体（行政機関・JICA等）、日本の企業活動の海外展開を支援する主体（JETRO等）が独自に有する現地ニーズや展開可能コンテンツ等の情報を一堂に集積し、異なるセクター間で共有することで、ニーズの発掘や、各セクターからの展開案件の創出を促す環境を醸成する。

また、受託団体は、教育事業において海外展開を進める事業者からの個別相談に応じるとともに、複数セクターのマッチングを行い、海外展開を促進する。さらに、現地において各事業者が構築した各ネットワークを有機的に連携させ、プラットフォーム全体としてそのネットワークを維持するために必要な調整を行う。

受託団体は、ステアリングコミッティ及びその下に置かれる「日本型教育の海外展開官民協働プラットフォームステアリングコミッティ幹事会」の開催に必要な事務を行う。

また、受託団体は、集積した情報を、国内・国外に向けて発信できる場を構築する。具体的な手段として、ホームページ・SNS等の効果的な運営、海外に向けた訴求力のある動画・パンフレットの制作をはじめ、迅速かつ有機的な情報共有・情報発信が実現されることを重視する。その際、動画については、受託団体による制作に加え、広く一般公募を実施し、これまで訴求できていない新たな層にも届く、魅力ある広報媒体のラインナップを図る。

##### ②国内向けセミナー・シンポジウムの開催、国際フォーラムへの出展

受託団体は、国内において新規案件創出のための取組を行う。取組例としては、新たに複数セクターの連携による展開案件の具体的な進展を目指す地域について、セミナーを開催し、当該地域におけるニーズや協力可能性について掘り下げた議論・検討を行うことで展開案件の作り込みを行うことや、これまで十分取り

上げてこなかったトピックについてセミナーを行うほか、国内において海外展開事業者の成果発表及び新規事業者の参画を目的としたシンポジウムを実施する。

また、受託団体は、対象国教育関係者等とのビジネス・マッチングを通じて案件形成の促進を図るため、国際フォーラムに出展する（令和3年度は1か国程度を想定）。具体的には、当該国での事業展開に関心の高い国内教育機関・教育産業関係者、当該国の政府、教育関係者等が一堂に会し、それぞれの情報を交換し、新規案件の可能性について検討するとともに日本型教育の特徴を紹介する機会を設ける。

### ③日本型教育海外展開推進応援事業（EDU-Port ニッポン応援プロジェクト）の公募・採択・実施

受託団体は、日本型教育を海外に展開する事業者を広く応援支援する観点から、「日本型教育海外展開推進応援事業（EDU-Port ニッポン応援プロジェクト）」の公募・採択・実施を行う。随時審査とすることが望ましいが、公募は年2回以上実施することとする（1回目の公募は4月中旬）。

（主な支援内容）

- ① 採択された事業における「EDU-Portニッポン応援プロジェクト」の呼称、及びロゴマーク利用の許可。
  - ② 受託団体による個別コンサルティング。
  - ③ 現地機関との調整・仲介支援（推薦レターの発行、在外日本大使館職員及び在日各国大使館職員の紹介、現地関係機関への仲介など）。など
- ※予算措置を伴う支援は行わない。

### ④スクールビジットのシステム構築及び受入れ支援

受託団体は、日本型教育に関心を寄せる海外の教育関係者に対し、日本国内の学校視察の機会をより広く容易に提供するため、スクールビジットのシステムを構築するとともに、受入れに必要なとなる調整事務等を行う（令和3年度は最低50校程度の受入校を開拓。）。

（システムに備える最低要素）

- ① 受入れを行う国内の学校の基本情報（学校種・設置者・住所・学校規模・特色・受入れ可能時期等）のデータベース
- ② 視察を希望する場合の申請フォーム など

### ⑤令和2年度海外展開パイロット事業の採択機関の継続採択・実施

令和2年度「日本型教育の海外展開推進事業（EDU-Port ニッポン）」において採択された海外展開パイロット事業の採択機関（別表参照）については、当初より採択期間は2か年とされていたことから、受託団体は、これらの機関で継続が適当であるものについて、継続採択に必要な事務を行う。

#### ⑥日本型教育に係る日本語論文の翻訳

受託団体は、日本型教育に係る日本語論文の英訳を行い、その後の活用策を提案する。（令和3年度は最低2本程度翻訳を行う。）

#### (2) 公衆衛生教育等の海外展開に関する調査研究の公募・採択・実施

令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症により、世界の教育ニーズは一変し、手洗いうがい・健康確認など学校生活を通じた衛生教育・学校保健や、ICTを活用した教育（カリキュラム作成・指導方法・評価方法等含む）などに各国の関心が寄せられているところ。

受託団体は、With/Post コロナにおけるこれらの日本型教育の戦略的海外展開について、潜在的ニーズ国・地域、ニーズの具体的内容、展開方法等を調査研究する事業者を公募・採択・実施する（公募は4月中旬）。

提案の際には、(1)については、総額20,000千円程度、(2)については4～5件程度選定、総額20,000千円程度を見積もって、事業計画を作成すること。

#### 4. 委託事業の実施期間

本事業の実施期間は、最長5会計年度（令和3年度～令和7年度）を予定しているが、国の財政事情などによりこれを必ず保証するものではない。毎年度、委託業務の実施状況等について評価又は確認を行い、委託の継続の可否を判断した上で、契約の締結は年度毎に行うものとする。なお、各年度の委託期間は、委託を受けた日から業務が終了する日又は当該年度末日までとし、年度をまたぐことはできない。

#### 5. 公募対象

教育分野に関する知見及び海外のニーズ調査等に関する経験を有し、関係諸機関と密接な連携を図ることができる法人格を有する団体とする。

#### 6. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第615号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

#### 7. 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

## 8. 説明会の開催

開催日時：令和3年1月20日（水）14時30分開始

開催方法：オンライン（WEBEX）で実施する。

説明会へ参加を希望する機関は、所属、氏名、連絡を記載の上、令和3年1月19日（火）16時までに、E-mail（[eduport@mext.go.jp](mailto:eduport@mext.go.jp)）までに連絡を行うこと。

## 9. 企画提案書等の提出方法等

### （1）提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

文部科学省大臣官房国際課日本型教育の海外展開推進プロジェクトチーム

TEL：03-5253-4111（代）（内線2611）

FAX：03-6734-3669

E-mail：[eduport@mext.go.jp](mailto:eduport@mext.go.jp)

### （2）提出方法（電子メールによる提出とする）

- ① 用紙サイズはA4版とする。
- ② （3）記載の提出書類一式のWord及びPDFファイルをメールに添付の上、（1）記載の宛先まで送信すること。
- ③ メール容量が5MBを超える場合は、担当よりアップロード用のURLを送付するため、提出期限前日の令和3年2月3日（水）12時までにその旨を連絡すること。
- ④ メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。

### （3）提出書類等

- ① 企画提案書  
（事業計画書によって代えることとし、委託要項別添「事業計画書」を提出すること。）
- ② 団体の概要がわかる資料  
（団体規約、役員名簿、事務局体制図（職員数明記）、財務諸表等）
- ③ 「ワークライフバランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し
- ④ 誓約書（12.を参照）
- ⑤ その他必要と思われる資料

### （4）提出期限等

提出期限：令和3年2月4日（木）12時必着

※全ての提出書類を上記期限までに提出すること。

※提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは一切認めない。

(5) その他

企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

10. 業務規模（予算）及び採択数

業務規模：総額63,881千円

採 択 数：予算の範囲内で1件を採択予定。

※ 各年度の事業規模は、上記の業務規模を上限とする。ただし、予算状況等によっては各年度の計画額の上限に変動が生じることがある。

11. 選定方法等

(1) 選定方法

大臣官房国際課「コロナ禍を踏まえた新たな日本型教育の戦略的海外展開に関する調査研究事業」における委託業務に係る審査委員会において、提出された企画提案書等にて書類審査を実施する。なお、必要に応じてヒアリングを行う場合がある。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、30日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

12. 誓約書の提出等

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。

(2) 前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することになったときは、当該者の企画提案書は無効とするものとする。

13. 契約締結

(1) 契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については国が業務計画書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要ではない経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には採択決定を取り消すこととなるのでその点についても承知しておくこと。

(2) 契約締結前の執行について

国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。したがって、それ以前に採択者が要した経費についても国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めて行くこと。なお、業務の一部を別の者に再委託する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

#### 14. スケジュール

- (1) 公募開始：令和3年1月14日（木）
- (2) 公募締切 令和3年2月4日（木）12時必着
- (3) 審査：令和3年2月中旬
- (4) 委託決定、契約の締結：令和3年3月中旬以降
- (5) 契約期間：契約締結日から業務が終了する日までとする。ただし、年度をまたぐことはできない。

※ 令和3年度予算成立の時期等に応じて、事業の実施時期等が変更となる可能性がある。

#### 15. その他

- (1) 公募期間中に質問・相談等があった事項については、文部科学省 WEB サイトの「公募情報」[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/boshu/index.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/index.htm) において公開する。  
なお、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。
- (2) 事業実施に当たっては、本事業の委託要項、委託業務実施要領、公募要領、委託契約書、ほか別に定める規程等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には、速やか発注者に届け出ること。
- (3) 選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出する必要があるため、事前に準備しておくこと。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知すること。

#### [契約締結に当たり必要となる書類]

- ・ 事業計画書（委託業務経費内訳を含む）
- ・ 再委託に係る業務委託経費内訳
- ・ 委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
- ・ 個人情報管理体制

(別表)

## 令和2年度「日本型教育の海外展開推進事業 (EDU-Port ニッポン)」

## 海外展開パイロット事業一覧

(公認プロジェクト) \*予算支援無し

代表機関	事業名
国立大学法人福井大学	「福井型教育の日本から世界への展開」アフリカ域内・日本の教師教育コラボレーション事業【アフリカ地域】
株式会社内田洋行	カンボジア Home-Learning 教材開発プロジェクト“現地大学との SDGs 4 の実践と情報教育の展開”【カンボジア】
株式会社すららネット	スリランカの学校教育における緊急時対策及びデジタル教育の普及に関する相互教育連携促進事業【スリランカ】
特定非営利活動法人 Colorbath	マラウイとの ICT を活用した生徒・教師参加型の双方向グローバルプログラム推進事業【マラウイ共和国】

(応援プロジェクト)

代表機関	事業名
株式会社小学館集英社プロダクション	ベトナムにおける日本式幼児教育・保育法を実践できる幼稚園教諭を育てる人材育成事業【ベトナム】
株式会社スプリックス	日本型教育コンテンツ共有プラットフォーム「フォレストネット」のベトナムでの展開【ベトナム】
ヒューマンホールディングス株式会社	日本型保育園を活用した「教育+保育」で託児以上の付加価値を実現する保育所のグローバルモデル展開【インドネシア】
ミズノ株式会社	対ベトナム社会主義共和国「初等義務教育・ミズノヘキサスロン運動プログラム導入普及促進事業」【ベトナム】
ヤマハ株式会社	エジプト国初等教育への日本型器楽教育導入事業【エジプト】
ライフサポート株式会社	フィリピンにおける英語での日本型幼児教育の展開【フィリピン】
一般社団法人インドネシア教育振興会	インドネシアにおける中学教科「環境」の確立と環境教育普及支援並びに教員の再教育事業【インドネシア】
特定非営利活動法人アジア・環太平洋地域法律研究所	ベトナムの教育機関に対する専門家派遣形態による法学教育の実施【ベトナム】
NPO 法人ジャパンスポーツコミュニケーションズ	UNDOKAI ワールドキャラバンプロジェクト「ルワンダ共和国の学校カリキュラムに、運動会を定着」【ルワンダ】
特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン	ヨルダンにおける日本型特別活動を通じたシリア難民及びヨルダン人児童のライフスキル向上事業【ヨルダン】

